

取扱区分：「公開」

令和7年第7回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年7月10日(木) 10時00分

於：周南市役所本庁舎5階 委員会室3

令和7年第7回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年7月10日(木) 午前10時01分 ~午前10時56分

2 場所 周南市役所本庁5階 委員会室3

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

1番	林 俊一	2番	歳 光 時 正
4番	重 永 正 人	5番	佐 伯 伴 章
6番	笠 井 保 雄	7番	河 内 邦 雄
8番	藤 原 典 子	9番	佐 伯 信 治
10番	高 橋 恵	11番	秋 貞 啓 子
12番	藤 井 孝	13番	山 下 敏 彦
14番	瀧 山 美智子	15番	市 川 進
16番	有 馬 俊 雅	17番	兼 重 智
18番	田 中 榮 作	19番	白 石 純 治

(2) 欠席委員 1人

3番 野 村 邦 幸

(3) 事務局職員 4人

局 長	中 村 仁 紀	次 長	原 田 賢 二
次長補佐	神 本 和 典	係長待遇	中 山 浩 毅

(4) 関係部署職員 3人

産業振興部農業振興課 課 長	菅 田 浩 司
産業振興部農業振興課 係 長	松 田 康 仁
産業振興部農業振興課 副 主 任	山 近 麗 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第34号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の策定に係る意見聴取について	5件
議案第35号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(除外)に係る意見聴取について	3件
議案第36号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(編入)に係る意見聴取について	2件
議案第37号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(非農地判断等)に係る意見聴取について	10件
議案第38号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第39号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第40号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件
議案第41号	令和6年度周南市農業委員会事業報告の承認について	1件

第3 報告事項

報告第46号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	10件
報告第47号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第48号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	10件
報告第49号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第50号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	28件
報告第51号	現況が農地でないことの証明等について	11件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、3番・野村邦幸委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第7回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

14番・瀧山美智子委員、15番・市川 進委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の

規定による地域計画の策定に係る意見聴取について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

1 ページの議案第34号は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、周南市長より菊川、夜市、戸田、湯野及び和田地域のそれぞれの地域計画を定めることについて意見を求められたもので、1 議案5 件です。

一括して農業振興課の説明を受け、ご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第34号の地域計画5 件を一括議題といたします。農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

それでは、議案第34号について、説明をさせていただきます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、周南市地域計画菊川、夜市、戸田、湯野及び和田地域の5 件の案について、ご意見をお伺いするものです。

これまでの策定の経過といたしましては、農業委員会で、作成いただきました、目標地図の素案に基づき、令和6年度から7年度にかけ、各地域、それぞれ各4回、延べ291人の皆さんにご参加いただき、農業委員会をはじめ、県やJAなど関係機関と一緒に、協議を進めてまいりました。

また、計画の案については、自治会を通じて、回覧を行い、協議の場にご参加かなわなかった皆さんのご意見も踏まえて、このたびの計画の最終案が完成したところです。

今後、貴委員会やJAなど関係機関の皆さんからのご意見を踏まえ、必要に応じて修正を行った上で、速やかに公告・縦覧を行い、令和7年8月1日付けで計画を策定したいと考えております。

この度の5地域での計画策定を持ちまして、全17地域での策定が完了いたしますが、今後は必要に応じて見直しを行ってまいりますので、引き続きご協力の程、よろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第34号の地域計画5件について、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号の地域計画5件について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第34号の地域計画5件については、承認する旨を市長に答申いたします。

次に、議案第35号、議案第36号及び議案第37号は、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更することについて、周南市長から意見を求められたものを、審議の都合により除外、編入及び非農地判断等の3つの議案に分けております。

それでは、議案第35号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外）に係る意見聴取について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

2ページの議案第35号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画のうち同条第3項に規定する農用地利用計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域から除外するもので1議案3件です。

1件ごとに、農業振興課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第35号、番号1番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長
菅田農業振興課長
菅田農業振興課長の菅田です。
それでは、議案第35号、農用地区域からの除外について、ご説明
します。
最初に、番号1番でございますが、本件は、申出者が高齢のため、
農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれな
いことから、事業主体に売却し太陽光発電設備を建設したいとの申
し出です。
申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要
件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みがあることを
確認しております。
説明は以上です。
議長（山下会長）
ありがとうございました。
続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外につ
いての意見を申し上げます。
有馬委員
16番・有馬委員
16番、有馬です。
番号1番について、補足説明いたします。
事務局及び推進委員で現地確認を行いました。
ただ今説明があったとおりで、特に問題はないと思います。
以上です。
議長（山下会長）
ありがとうございました。
それでは、ただ今の議案第35号、番号1番について、質疑を行
います。
ご意見、ご質問はございませんか。
（なしの声あり）
特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。
議案第35号、番号1番について、採決を行います。
本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第35号、番号1番は、承認することに決定いたします。

次に、議案第35号、番号2番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

続きまして、番号2番でございますが、番号1番の事案と同じく、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業主体に売却し、太陽光発電設備を建設したいとの申し出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みがあることを確認しております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

番号2番について、補足説明いたします。

事務局職員及び推進委員で現地確認を行いました。

ただ今説明があったとおりで、特に問題はないと思います。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第35号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号、番号2番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第35号、番号2番は、承認することに決定いたします。

次に、議案第35号、番号3番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

最後に、番号3番でございますが、本件は、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、植林を行い、林地として適切に管理したいとの申し出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みがあることを確認しております。

説明は以上です。

議長 (山下会長)

ありがとうございました。

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

秋貞委員

11番・秋貞委員

11番、秋貞です。

議案第35号3番についてご報告いたします。

この度、自宅の横に隣接する畑を農用地から除外し、杉40本を植林するとの申請があり、6月26日に事務局職員、推進委員、私3名で現地を確認しました。

昨年まで耕作をしていた畑ですが、現在は、家族と引っ越して、遠隔地に居住されております。

7月1日に電話にて確認したところ、時々訪れて様子を見ているが、高齢になり、思うように管理するのが困難になったため、杉を植林したいとのことでした。

いずれは、どなたかに自宅も使ってもらいたいと言われていました。

隣接する2軒の方にも迷惑をかけることもないかと思われま
す。
ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第35号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号、番号3番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第35号、番号3番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第36号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（編入）に係る意見聴取について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

3ページの議案36号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画のうち同条第3項に規定する農用地利用計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域に編入するもので1議案2件です。

番号1番及び番号2番については、隣接しており同一の編入に関するものであるため、一括して農業振興課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第36号、番号1番及び番号2番を一括議題といた

します。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

それでは、議案第36号、農用地区域への編入について、番号1番及び番号2番を一括してご説明します。

本件は、熊毛の大河内地区において、多面的機能支払制度の取組み面積を拡大するにあたり、いずれも農用地区域に編入したいとの申し出です。

申出地の現況は、参考資料のとおりです。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び編入についての意見をお願いします。

河内委員

7番・河内委員

7番、河内です。

議案第36号、農業振興地域整備計画の変更（編入）について、補足説明いたします。

6月26日、事務局と現地確認を行いました。

番号1番及び番号2番とも同じ大河内地区内の案件ですので一括報告をいたします。

現地は水稻及び野菜等が耕作されておりました。

多面的機能交付金に取り組み、長期的に耕作を行うもので問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号1番及び番号2番について、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号1番及び番号2番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号、番号1番及び番号2番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第37号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(非農地判断等)に係る意見聴取について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

4ページの議案第37号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画のうち同条第3項に規定する農用地利用計画の変更について意見を求められたもののうち、過去に農業委員会が非農地判断をした農地について、農用地区域から除外するもので1議案10件です。

一括して農業振興課の説明を受け、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長(山下会長)

それでは、議案第37号、番号1番から番号10番を一括議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

それでは、議案第37号、非農地判断に伴う、農用地区域からの除外について、ご説明します。

本件は、非農地判断がなされた番号1番から番号10番までの10筆の土地について、農用地区域からの除外を行うものです。

対象土地の、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

説明は以上です。

議長(山下会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第37号、番号1番から番号10番について、

一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号1番から番号10番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号1番から番号10番は、承認することに決定いたします。

以上で、議案第35号、議案第36号及び議案第37号の審議を終了いたしますが、特に意見がない旨市長へ答申いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農業振興課職員退席)

次に、議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

5ページから7ページの議案第38号は、1議案8件です。

番号1番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が71.20平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、宅地造成計画の区割りによる残地部分を、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

17番・兼重委員

17番、兼重です。

番号1番について、事務局からの説明に関連して、現地調査の結果及びその補足説明いたします。

6月10日、事務局職員と私の2名で現地を確認しました。

また、譲渡人及び譲受人とは電話にて、同日に意思確認をしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、住宅街の中にあり、譲受人の農地に接する3か所に分割された農地で、休耕地ですが、除草もしてあり、自己管理保全の農地です。

譲渡人は高齢であり、農地の管理が困難になったので、住宅業者に農地を譲り渡すことにしたところ、業者の宅地造成計画の区割りにより、残地部分が生じたので、これを隣地の耕作者に譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、以前より水稻を耕作しており、譲り渡しの申し出のあった残地部分の農地を取得することにより、田の区画も整備され、効率的な営農ができるため、譲り受けることにしたとのことです。

今後も稲作農地として、利用したいとのことです。

調査項目に従って調査しましたが問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第38号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第38号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が210平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は譲受人から申し出があったため、譲り渡すものです。

譲受人は、申請地を現在所有している隣接地とともに、長年耕作をしているため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番・歳光委員

2番、歳光です。

事務局からの説明に関連して、現地調査の結果及びその補足説明いたします。

番号2について、6月18日に事務局職員、私で現地調査をしました。

6月22日に譲受人と話し、譲渡人には電話で確認をしております。

譲渡人は高齢であり、また、市外に居住しているため、耕作ができないとのことです。

申請地は譲受人が、近年耕作をしている農地です。

また、申請地は、ほ場整備時に作られた農地であり、耕作放棄ができない農地でありますので、譲受人の農地と隣接している農地で、今後も畑地として利用するとのことです。

現在もサツマイモ、トウモロコシなどが栽培されております。

調査項目に従い調査を行いました、問題ないと思われま

す。ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第38号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第38号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号3番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が1,107平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は県外に居住しており、今後の耕作の予定がないため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。

議長（山下会長）

原田事務局次長

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番・歳光委員

2番、歳光です。

事務局からの説明に関連して、現地調査の結果及びその補足説明いたします。

番号3について、6月18日に事務局職員と私で現地調査を行いました。

申請地は近年まで野菜が作られておりましたが、現在は荒れている畑地です。

譲渡人は県外に在住しており、また高齢で耕作ができないため、農地を荒らしておりましたが、譲受人との話がつき所有権移転を行うものです。

申請地のすぐ近くに譲渡人の実家がありますが、この家を譲受人が借りて農業を行っており、野菜を作っておりました。

今回の農地も野菜を作られると思います。

調査項目に従い調査を行いましたが、問題ないと思われれます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第38号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第38号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号4番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が3,763平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は後継者がいないため、譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15番・市川委員

15番、市川です。

議案第38号番号4番について、6月23日に事務局職員と推進委員の3人で現地確認を行いました。

また、申請人とは後日、電話にて意思確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は田2筆です。

譲渡人は高齢で後継者がいないため、譲受人に今回譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は所有する農地が申請地と隣接しており、譲渡人より申し

議長（山下会長）

出があり譲り受けることにしたそうです。

申請地の現状は、水稻を作付けされていまして。

今後も水稻として利用したいとのこと。

調査項目に従って調査しましたが問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第38号、番号4番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号5番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑8筆の面積が1,857.20平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は申請地及び住宅を売却するため、譲り渡すものです。

譲受人は、住宅とともに申請地を譲り受け、野菜や果樹を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

議案第38号第5番について、補足説明をします。

6月24日に事務局職員と推進委員2名、私の4名で現地を確認しました。

7月6日に譲受人と、7月7日に譲渡人と電話で、それぞれ意思確認をしました。

申請地は、一部に果樹が植えられ、その他のところは作物が植えられていた形跡がありましたが、現在は雑草が繁茂している状況でした。

譲渡人は遠隔地に住み、管理ができないことから実家の売却に伴い、農地についても処分を考えていたとのことでした。

譲受人は空き家を購入するにあたり、申請地が空き家に付帯する土地であり、有効に活用したいという思いから譲り受けることにしたようで、果樹や野菜を栽培するとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第38号、番号5番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が2,236平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は県外に居住しており、管理することができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、野菜や果樹を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

議案第38号第6番について、補足説明をします。

6月24日に事務局職員、推進委員2名、私の4名で現地を確認しました。

7月6日に譲受人と、7月7日に譲渡人と電話でそれぞれ意思確認をしました。

現地は、登記簿上は田ですが、現況は畑の様相でした。

草刈りがなされ、適切に管理がされており、一部には野菜や果樹が植えられていました。

譲渡人は遠隔地に住み、管理ができないことや、これまでも譲受人に管理を任せていたことから売却することにしたそうです。

議長（山下会長）

譲受人は引き続き野菜や果樹を植えるとのことでした。

農機具等も保有されており、今後も規模拡大に伴い、必要な農機具を購入する予定とのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われまます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第38号、番号6番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませぬか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませぬか。

（異議なしの声あり）

異議がございませぬので、議案第38号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願ひします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号7番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が2,379平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人はこれまで譲受人に申請地の管理をお願ひしていましたが、この度売却するため、譲り渡すものです。

譲受人は、野菜や果樹を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの

許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

議案第38号第7番について、補足説明をします。

6月24日に事務局職員、推進委員2名、私の4名で現地を確認しました。

7月6日に譲受人並びに譲渡人と電話にてそれぞれ意思確認をしました。

申請地は、農産物は植えられていませんでしたが、草刈りはされており、適切に管理がされておりました。

譲渡人は遠隔地に住み、管理ができないことや、これまでも譲受人に管理を任せていたことから売却することにしたそうです。

譲受人は、今後、野菜や果樹を植えるとのことでした。

農機具等も保有されており、今後も農地拡大に伴い必要な農機具を購入する予定とのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われまます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第38号、番号7番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号、番号8番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号8番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が330平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は申請地に隣接する宅地とともに売却するため、譲り渡すものです。

譲受人は、宅地と併せて申請地も譲り受け、今後、野菜や花きを栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番・瀧山委員

14番、瀧山です。

議案第38号8番について補足説明をいたします。

農地法第3条許可申請に伴う調査についてです。

6月25日に事務局職員、推進委員、私の3名で現地の確認に行きました。

譲受人は隣接する宅地の購入を考えていたところ、譲受人より宅地とあわせて申請地も譲り渡したいとの申し出があり、農業に興味を持っていたので、これを受諾しました。

譲渡人は、高齢であることもあり、申請地の維持管理を難しく思っており、隣接する宅地とともに譲り渡すことを譲受人に申し出た

議長（山下会長）

ところ、了承を得ることができました。

申請地は、面積の半分程度を畑として利用されていました。

6月28日に電話にて譲受人、譲渡人の双方に確認しました。

特に問題はないと思われま

審議の程よろしくお願

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第38号、番号8番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はござ

（なしの声あり）

特に発言がないようです

議案第38号、番号8番

本件は、許可とすること

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号、番号8番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願

神本次長補佐

神本次長補佐

8ページの議案第39号は、1議案1件です。

番号1番についてご説

申請地は、周南市須々万支所から南西へ約1,390メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

本件は、水路の付け替え作業場への転用申請ですが、令和6年に既に転用されており、この無断転用の部分について追認をするか否

かの事案となります。

譲受人は、土木工事を営む法人で、申請地とその周辺農地で、新たな資材置場の設置を計画していますが、設置予定地内に法定外公共物である水路が存在していたため、用途廃止し、別に水路を構築することが必要となり、水路の付け替えを実施したものです。

令和5年9月28日付けで河川法加工許可及び法定外公共物加工許可があり、水路の付け替え工事は令和6年2月1日から施工され、完成した新水路は、令和7年1月31日に周南市へ引き渡され、登記されました。

旧水路は、同年3月13日付けで用途廃止が通知され、同年5月16日に譲受人への所有権移転登記がされています。

申請地は水路の付け替え工事の作業場として一時転用されましたが、その際に、農地転用の許可申請を怠ったもので、本件の申請書には、顛末書が添付されています。

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、現地は、写真で示すように、農地に原状回復されていませんが、今後、譲受人の資材置場として転用許可申請が予定されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

議案第39号第1番について、補足説明をします。

6月24日に事務局職員、推進委員2名、私の4名で現地を確認し、7月7日に電話で貸付人と意思確認をし、借受人とは同日、事業所を訪問し意思確認をしました。

現地は土砂等が搬入されている状態でした。

また、一部には建築資材等が置かれていました。

借受人は水路の付替工事のため作業場が必要なことから、申請地に転用申請することなく、土砂等を搬入したとのことでした。

これについては顛末書が提出されています。

なお、建築資材等は早急に撤去するとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

水路の付替えに伴う一時転用ということですので、問題はないと思われま

ご審議の程、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第39号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第39号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

9ページの議案第40号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、令和6年3月11日に開催の令和6年第3回総会における、

議長（山下会長）

神本次長補佐

議案第12号、番号1番としての審議を経て許可したものに関連します。

許可後、当初予定していた売電先から断られ、現在、新たな売電先を探しているところであり、工事期間を令和8年5月31日までに変更したいとの申請です。

工期の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第40号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第40号、番号1番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第41号、「令和6年度周南市農業委員会事業報告の承認について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

議案第41号について、ご説明いたします。

10ページの議案第41号は、別紙のとおり、令和6年度周南市農業委員会事業報告書としてまとめましたので、本事業報告を承認することにつきまして、ご審議を求めるものです。

それでは、議案第41号別紙をご覧ください。

本編は、5ページから始まりますが、5ページから8ページには、「1組織運営」として、総会、委員全員協議会、地区協議会、幹事会、広報委員会、

農地最適化推進委員候補者評価委員会の開催状況等を記載しました。

8ページには、「2農業委員・農地利用最適化推進委員」及び「3事務局体制」を記載しました。

9ページから36ページは、「4活動実績」で、(1)農地等の利用の最適化を推進する活動、(2)地域計画策定に向けた協力、(3)農地法等関係活動、(4)組織活動、(5)研修活動、(6)情報提供活動、(7)日常活動、(8)その他の活動の8つの活動に区分して実績を記載しました。

36ページ及び37ページには、「5まとめ」を記載しています。

37ページから40ページは、「6年間活動実績表」で、月別、日別の活動実績を表としてまとめています。

以上が本編で、41ページ以降が、資料編になります。

42ページから49ページが「1総会の議事」で、議案及び報告の月別の個別件数を表にまとめています。

50ページから59ページが「2農地法等に基づく処理状況等」で、許可、届出の受理、証明書の交付等の月別の件数並びに土地の筆数及び面積を表にまとめています。

60ページ及び61ページが「3用途別転用の状況」で、農地法第4条と第5条、許可と届出等に分けて、用途別の転用の状況を表にまとめています。

62ページ及び63ページが「4常設審議委員会の意見聴取」で、農地法第4条と第5条に分けて、月別の意見聴取の状況及び用途別の転用の状況を表にまとめています。

64ページから67ページが「5農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況」で、農業委員と農地利用最適化推進委員に分けて、活動項目ごとの月別の活動日数を表にまとめています。

本編、資料編を合わせて全体で「事業報告」としています。

以上です。

ただ今の議案第41号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議長（山下会長）

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正及び件数・面積等の数字の修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第41号について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第41号は、承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第46号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

11ページから15ページの報告第46号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は10件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第46号を終わります。

続きまして、報告第47号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

16ページの報告第47号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は1件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設等に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専

決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第47号を終わります。

続きまして、報告第48号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

17ページから19ページの報告第48号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、10件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第48号を終わります。

続きまして、報告第49号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

20ページの報告第49号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件です。

農地法施行規則第53条第16号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専

決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第49号を終わります。

続きまして、報告第50号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

21ページ及び22ページの報告第50号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった28件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手續を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第50号を終わります。

続きまして、報告第51号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

23ページから26ページの報告第51号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局が同行して現地調

査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は11件です。

非農地判断の結果、番号11番の申請地は農地であると決定し、非農地証明願返礼通知書を交付し、他は全て非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第51号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第7回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時56分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年7月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 瀧 山 美智子

署名委員 市 川 進